

## 【令和 2. 5. 25 全員協議会】

産業観光部 商工課

## 新型コロナウイルス感染症に係る第 3 弾緊急経済対策事業について

本市の新型コロナウイルス感染症に係る第 3 弾の緊急経済対策事業として、これまでの緊急経済対策を引き続き実施するとともに、新たに感染拡大防止対策と社会経済活動を両立する環境の構築に向けて、以下の対策を実施する。

## 1. 予算規模

予算総額 4 億 7,600 万円

追加予算額 1 億 500 万円

※予算総額は第 1 弾・第 2 弾の緊急経済対策予算額を含む合計額

## 2. 緊急経済対策の考え方

## ・感染拡大防止対策

感染拡大防止対策に事業者と連携して取り組む。

## ・資金繰り対策

事業の継続を支援するため、事業者の資金繰りを支援する。

## ・売上減少対策

事業の継続を支援するため、売上が大幅に減少した事業者を支援する。

## ・雇用対策

市民生活にとって非常に重要な雇用の維持を支援する。

## 3. 第 3 弾緊急経済対策 実施事業

緊急経済対策の考え方にに基づき、以下の事業を新規又は追加で実施する。

事業の詳細は別紙のとおり。

## ・感染拡大防止対策 【補正予算額：5,000 万円】

3 密回避補助金

## ・売上減少対策 【予算額：5,500 万円】

中小企業者応援給付金

中小企業者家賃等応援給付金

### 第3弾 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業について

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策3密回避補助金について【新規】

これからは、新型コロナウイルス感染症と共存していく世の中となり、感染拡大防止対策と社会経済活動を両立する環境の構築が必要となっている。

それに向けて、国は、「新しい生活様式」を示し、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとした。

そこで、3密回避対策を行う中小企業者を支援するため補助金を交付する。

補正予算額：50,000千円

#### 2. 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金【追加】

国による緊急事態宣言の発出や静岡県による県民への外出自粛要請、さらには、静岡県及び島田市による休業要請により、中小企業者は今まで以上に大変厳しい経営環境に置かれている。

そのような中、経営に影響を受けた中小企業者から「中小企業者応援給付金」に予算額を上回る申請がある。そのため、引き続き、中小企業者に対して給付金を支給し、事業継続を応援するため、予算額を増額するものである。

補正予算額：25,000千円 ※補正後予算額 50,000千円

#### 3. 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者家賃等応援給付金【追加】

国による緊急事態宣言の発出や静岡県による県民への外出自粛要請、さらには、静岡県及び島田市による事業者への休業要請により、中小企業者は今まで以上に大変厳しい経営環境に置かれている。

そのような中、経営に影響を受けた中小企業者から「中小企業者家賃等応援給付金」に予算額を上回る申請が見込まれる。そのため、引き続き、中小企業者に対して給付金を支給し、中小企業者の負担を軽減するため、予算額を増額するものである。

補正予算額：30,000千円 ※補正後予算額 45,000千円

## 新型コロナウイルス感染症対策 3密回避補助金について

### ○目的

これからは、新型コロナウイルス感染症と共存していく世の中となり、感染拡大防止対策と社会経済活動を両立する環境の構築が必要となっている。

それに向けて、国は、「新しい生活様式」を示し、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとした。

そこで、3密回避対策を行う中小企業者を支援するため補助金を交付する。

### ○概要

感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を念頭に、3密回避対策を実施する中小企業者に補助金を交付する。

### ○補助対象

#### (1)対象事業者

市内に事業所を有する中小企業者

#### (2)補助対象期間

5月14日(木)(静岡県の緊急事態宣言解除の日)～9月30日(水)まで

#### (3)対象要件

- ・工事を伴うものは、市内業者を活用すること
- ・物品購入等は、市内業者の活用を優先すること
- ・自社において使用するもの
- ・交付を受けられるのは1回限り

#### <想定される利用>

テレワーク環境の整備、オンライン会議の環境整備、換気設備の工事  
手洗い場の設置、非接触型体温計 等

物品の購入

(消毒液、マスク、手袋、石けん・ハンドソープ、衝立、空気清浄機 等)

### ○申請受付期間

議決の日の翌日から令和2年9月30日(水)まで

### ○補助率及び上限額

補助率 2/3 上限額 10万円

### ○補正予算額

50,000千円

算出根拠：100,000円×500件

## 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金について

## ○目的

新型コロナウイルス感染症の影響で消費の落ち込みなど経済に深刻な影響が出ている中、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている中小企業者を応援するため給付金を交付する。

## ○概要

国による緊急事態宣言の発出や静岡県による県民への外出自粛要請、さらには、静岡県及び島田市による事業者への休業要請により、中小企業者は今まで以上に大変厳しい経営環境に置かれている。

そのような中、経営に影響を受けた中小企業者から「中小企業者応援給付金」に予算額を上回る申請がある。そのため、引き続き、中小企業者に対して給付金を支給し、事業継続を応援するため、予算額を増額するものである。

## ○給付要件等

変更なし

<参考>

項目	内容
対象者	市内に事業所を有する中小企業者
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。</li> <li>・直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。</li> <li>・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。</li> <li>・本給付を受けられるのは1回限り。</li> </ul> ※前年同月の売上高は「一定期間を平均した額で見なすこと」も可能。
給付額	10万円
申請受付期間	令和2年4月1日～9月30日まで（6か月間）

## ○補正予算額

25,000千円（補正後予算額 50,000千円）

算出根拠：100,000円×250者

・市内事業者数 4,378社のうち12.5%の548者を見込む  
548者－250者（現予算額対応）＝298者

・追加補正を行わない48者分は5月末までに申請がある事業者として予算流用により対応

※市内事業者数は平成28年経済センサス-活動調査より

## 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者家賃等応援給付金について

## ○目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少し、中小企業者にとって、家賃等の事業用家屋に係る費用が大きな負担となっている。そこで、中小企業者の負担を軽減するため給付金を交付する。

## ○概要

国による緊急事態宣言の発出や静岡県による県民への外出自粛要請、さらには、静岡県及び島田市による事業者への休業要請により、中小企業者は今まで以上に大変厳しい経営環境に置かれている。

そのような中、経営に影響を受けた中小企業者から「中小企業者家賃等応援給付金」に予算額を上回る申請が見込まれる。そのため、引き続き、中小企業者に対して給付金を支給し、中小企業者の負担を軽減するため、予算額を増額するものである。

## ○給付要件等

変更なし

<参考>

項目	内容
対象者	市内に事業所を有する中小企業者
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で事業用家屋を賃貸又は所有していること。</li> <li>・新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。</li> <li>・直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。</li> <li>・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。</li> <li>・本給付を受けられるのは1回限り。</li> </ul> ※前年同月の売上高は「一定期間を平均した額で見なすこと」も可能。
給付額	賃貸物件 10万円 自己所有物件 5万円
申請受付期間	令和2年5月9日～9月30日まで（約5か月間）

## ○補正予算額

30,000千円（補正後予算額 45,000千円）

算出根拠：賃貸物件 100千円×250者= 25,000千円

自己所有物件 50千円×100者= 5,000千円

- ・市内事業者数 4,378社のうち12.5%の548者を見込む
- ・賃貸物件6：自己所有物件4の割合で算出（申請実績より）
  - 賃貸物件 329社 - 90者（現予算額対応）= 239者
  - 自己所有物件 219社 - 120者（現予算額対応）= 99者

※市内事業者数は平成28年経済センサス-活動調査より